2022年12月16日

各　位

会　社　名　株式会社ツナググループ・ホールディングス
代表者名　代表取締役社長　米田　光宏
（コード番号：6551　東証スタンダード）
問合せ先　事業経理室室長　沼畑　正輝
（TEL. 03-3569-2790）

（訂正）「2022年定時株主総会招集通知に際してのインターネット開示事項」の一部訂正について

当社は、2022年12月7日付けで公表しました「2022年定時株主総会招集通知に際してのインターネット開示事項」の一部を訂正いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

訂正箇所

1. 2022年定時株主総会招集通知に際してのインターネット開示事項　6ページ

会計監査人の状況　(1)会計監査人の名称　(2)報酬等の額

2. 2022年定時株主総会招集通知に際してのインターネット開示事項　16ページ

連結注記表　10. 連結株主資本等変動計算書に関する注記　(2)配当に関する事項　②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

3. 2022年定時株主総会招集通知に際してのインターネット開示事項　24ページ

個別注記表　1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記　(4)収益の計上基準

訂正内容

訂正箇所については、下線__を付して表示しております。

1．2022年定時株主総会招集通知に際してのインターネット開示事項　6ページ

（訂正前）

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

RSM清和監査法人

（注）EY新日本有限責任監査法人は、2021年12月24日開催の第15期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たにRSM清和監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 報酬等の額

	RSM清和監査法人	報酬等の合計額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,000千円	29,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円	29,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第１項の同意を行っております。

（訂正後）

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第１項の同意を行っております。

３．当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年12月24日開催の第15期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。

2. 2022年定時株主総会招集通知に際してのインターネット開示事項　16ページ

（訂正前）

10. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(2) 配当に関する事項

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

該当事項はありません。

（訂正後）

10. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(2) 配当に関する事項

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株あたり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年8月26日取締役会	普通株式	利益剰余金	42,700	5.0	2022年9月30日	2022年12月7日

3. 2022年定時株主総会招集通知に際してのインターネット開示事項　24ページ

（訂正前）

(4) 収益の計上基準

当社との契約に基づく収益について、以下のステップを適用することにより認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ５：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

なお、収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。一時点で充足される履行義務として、採用代行業務があり、検収時に収益を認識することとしております。一定期間にわたり収益を認識する取引として、求人情報の掲載等のサービス提供の履行義務があります。履行義務が時間経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり収益を認識しております。

（訂正後）

(4) 収益の計上基準

当社との契約に基づく収益について、以下のステップを適用することにより認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ５：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、主にグループ全体の経営管理及び管理業務委託を行っており、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供する事が履行義務であり、業務が実際に提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。